

事業目的

【立命館大学】

建学の精神と教学理念にもとづき、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努め、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目的とする。

(立命館大学学則第1章 第1条)

【立命館アジア太平洋大学】

教育基本法の規定する教育の一般的法則と方法に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深くアジア太平洋に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする。

(立命館アジア太平洋大学学則第1章 第1条)

【立命館高等学校】

教育基本法に則り、総合学園の一環として自由で清新な高等普通教育を施し、真実の人間を育成することを目的とする。

(立命館高等学校学則第1章 第2条)

【立命館中学校】

教育基本法に則り、総合学園における基礎教育機関として、中学校高等学校一貫の一般普通教育を施し、心身ともに健康な人間を育成することを目的とする。

(立命館中学校学則第1章 第2条)

【立命館宇治高等学校】

教育基本法および学校教育法に則り、総合学園立命館における教育機関として、中学校における教育の基礎の上に、中等普通教育を行い、生徒の学力と人格の形成につとめ、社会の有為な形成者を養成することを目的とする。

(立命館宇治高等学校学則第1章 第2条)

【立命館宇治中学校】

教育基本法および学校教育法に則り、総合学園立命館における教育機関として、小学校に

における教育の基礎の上に、中等普通教育を行い、生徒の学力と人格の形成につとめ、社会の有為な形成者を養成することを目的とする。

(立命館宇治中学校学則第 1 章 第 2 条)

【立命館慶祥高等学校】

教育基本法および学校教育法に則り、総合学園立命館における中等教育機関として、学校教育法第 71 条の規定にもとづく、立命館慶祥中学校との一貫教育を実施し、学力・人格の形成につとめ、社会の有為な形成者を養成することを目的とする。

(立命館慶祥高等学校学則第 1 章 第 2 条)

【立命館慶祥中学校】

教育基本法および学校教育法に則り、総合学園立命館における基礎教育機関として、学校教育法第 71 条の規定にもとづく立命館慶祥高等学校との一貫教育を実施し、生徒の学力・人格の形成につとめ、国家および社会の有為な形成者を養成することを目的とする。

(立命館慶祥中学校学則第 1 章 第 2 条)

【立命館守山高等学校】

教育基本法および学校教育法に則り、総合学園立命館における中等教育機関として、中学校における教育の基礎の上に高等普通教育および専門教育を行い、学力・人格の形成につとめ、社会の有為な形成者を養成することを目的とする。

(立命館守山高等学校学則第 1 章 第 2 条)

【立命館守山中学校】

教育基本法および学校教育法に則り、総合学園立命館における中等教育機関として、小学校における教育の基礎の上に中等普通教育を行い、学力・人格の形成につとめ、社会の有為な形成者を養成することを目的とする。

(立命館守山中学校学則第 1 章 第 2 条)

【立命館小学校】

教育基本法および学校教育法に則り、総合学園立命館における教育機関として、初等普通教育を行い、児童の学力と人格の形成につとめ、社会の有為な形成者を養成することを目的とする。

(立命館小学校学則第 1 章 第 2 条)



立命館学園の主な事業内容

立命館は、立命館憲章の本旨を踏まえ、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献するための事業を行う。